



# 山形県公報

平成22年6月11日(金)  
第2150号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……691
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………( 同 ) ……692
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……693
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……694
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……695
- 土地改良区の定款変更の認可……………( 同 ) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 複数建築物の一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域……………( 同 ) ……696

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁地域振興課) ……同
- 平成23年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校の  
訓練生の募集……………(産業政策課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第533号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-----------------------|---------------------|-------------|
| フ レ ー ル 調 剤 薬 局       | 山形市七日町一丁目2番48号      | 平成22. 1. 13 |
| 山 口 ク リ ニ ッ ク         | 上山市四ツ谷一丁目6番35号      | 同 4. 1      |
| べ に ば な 内 科 ク リ ニ ッ ク | 山形市成沢西四丁目11番32号     | 同 4. 2      |

|                  |                     |        |
|------------------|---------------------|--------|
| はらだこども医院         | 鶴岡市西新斎町3番7号         | 同 5. 1 |
| 調剤薬局ツルハドレッジ酒田曙町店 | 酒田市曙町二丁目17番1        | 同      |
| うさぎ薬局            | 鶴岡市西新斎町3番5号         | 同      |
| つかさ内科医院          | 西村山郡河北町谷地字月山堂408番1  | 同 5.10 |
| ひなデンタルクリニック      | 西村山郡河北町谷地中央二丁目6番12号 | 同 5.14 |

**山形県告示第534号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 | 開設者  | 指定施術機関の所在地    | 指定年月日      |
|-----------|------|---------------|------------|
| 見真堂接骨院    | 直島正茂 | 山形市青田三丁目4番25号 | 平成22. 4. 1 |

**山形県告示第535号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日       |
|---------------|----------------|-------------|
| 遠藤医院          | 酒田市新堀字呉福115    | 平成20. 6. 1  |
| 山口クリニック       | 上山市四ツ谷一丁目6番35号 | 平成22. 3. 31 |
| 医療法人社団 佐藤内科医院 | 寒河江市南町二丁目4番31号 | 同           |
| 柴崎歯科          | 天童市久野本二丁目7番11号 | 同 5. 1      |

**山形県告示第536号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 休止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 柴 崎 歯 科   | 天童市久野本二丁目7番11号 | 平成22. 4. 1 |

**山形県告示第537号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日      |
|------------------|--------------------------|--------------|------------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ酒田曙町店 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市曙町二丁目17番1 | 平成22. 5. 1 |
| 大手町デイサービス        | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護      | 新庄市大手町2番83号  | 同          |

**山形県告示第538号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                      | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地  | 廃止年月日       |
|--------------------------------|---------------------|-------------|-------------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>大手町デイサービスセンター | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 新庄市大手町2番83号 | 平成22. 4. 30 |

**山形県告示第539号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称              | 所 在 地         | 認 定 期 間                      |
|------------------|---------------|------------------------------|
| 医療法人社団みゆき会みゆき会病院 | 上山市弁天二丁目2番11号 | 平成22年7月14日から<br>平成25年7月13日まで |

**山形県告示第540号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------------------|--------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社 羽黒山ぶしいたけ<br>ファーム<br>鶴岡市常盤木字木原8番14号 | 羽黒山ぶしいたけファーム<br>鶴岡市常盤木字木原8番14号 | 就労継続支援<br>(A型)  | 平成22. 5.27 |

**山形県告示第541号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日  
平成22年5月31日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第542号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 阿 部 和 夫   | 鶴岡市面野山210番地    |
| 同        | 佐 藤 建 三   | 同 長崎乙27番地      |
| 同        | 中 西 幸 雄   | 同 下川字関根158番地   |
| 同        | 南 葉 彌 一   | 同 辻興屋丙85番地     |
| 同        | 佐 藤 強     | 同 茨新田戊50番地     |
| 同        | 野 村 甚 太 郎 | 同 茨新田字砂山117番地1 |
| 同        | 本 間 喜 美 雄 | 同 下川字西田面11番地   |
| 監 事      | 木 村 信 一   | 同 西沼丁16番地      |
| 同        | 齋 藤 久 実   | 同 千安京田乙178番地   |
| 同        | 阿 部 富 太 郎 | 同 下川字松葉55番地    |

**山形県告示第543号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 阿 部 和 夫   | 鶴岡市面野山210番地     |
| 同        | 佐 藤 建 三   | 同 長崎乙27番地       |
| 同        | 佐 藤 強     | 同 茨新田戊50番地      |
| 同        | 本 間 義 一   | 同 下川字前田元16番地    |
| 同        | 小 笠 原 道 明 | 同 辻興屋丙81番地      |
| 同        | 中 西 幸 雄   | 同 下川字関根158番地    |
| 同        | 野 村 甚 太 郎 | 同 茨新田字砂山117番地 1 |
| 監 事      | 齋 藤 久 実   | 同 千安京田乙178番地    |
| 同        | 田 中 重 雄   | 同 下川字松葉37番地     |
| 同        | 木 村 信 一   | 同 西沼丁16番地       |

**山形県告示第544号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日  
平成22年6月1日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第545号**

次の開発行為は、完了した。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年4月23日 指令村総建第5004号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡河北町谷地字月山堂658番1、659番1、660番1、661番1、662番1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

#### 山形県告示第546号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、2以上の建築物の一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域は、次のとおりである。

なお、関係図書は、村山総合支庁建設部建築課において縦覧に供する。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 認定番号 指令村総建第2号
- 2 認定区域 東根市温泉町二丁目4270番1、4271番3、4272番2、及び4281番
- 3 認定年月日 平成22年5月24日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 支援センターなのはな畑
  - (2) 代表者の氏名  
阿曾 千一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市福山字貝ラケ8番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害をもつ人誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前で過ごすことができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することを以て、福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成23年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

平成22年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集定員

| 校 名           | 訓練課程    | 訓 練 科 目 | 訓練期間          | 募集定員 |     |
|---------------|---------|---------|---------------|------|-----|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専 門 課 程 | 機械システム系 | デジタルエンジニアリング科 | 2年   | 10名 |
|               |         |         | メカトロニクス科      | 2年   | 20名 |

|                  |        |           |    |     |
|------------------|--------|-----------|----|-----|
|                  |        | 知能電子システム科 | 2年 | 30名 |
|                  |        | 情報システム科   | 2年 | 20名 |
|                  |        | 建築環境システム科 | 2年 | 20名 |
|                  | 専門短期課程 | 産業技術専攻科   | 1年 | 10名 |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 制御機械科     | 2年 | 20名 |
|                  |        | 電子情報科     | 2年 | 20名 |
|                  |        | 国際経営科     | 2年 | 20名 |

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める平成23年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成23年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

## 2 試験の期日及び場所

| 校 名              | 訓練課程   | 区 分        | 期 日            | 場 所                               |
|------------------|--------|------------|----------------|-----------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成22年11月7日(日)  | 山形県立産業技術短期大学校<br>山形市松栄二丁目2番1号     |
|                  |        | 一般入学試験(前期) | 平成22年12月12日(日) |                                   |
|                  |        | 一般入学試験(後期) | 平成23年3月6日(日)   |                                   |
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験    | 平成22年7月30日(金)  |                                   |
|                  |        | 第2期選考試験    | 平成22年11月26日(金) |                                   |
|                  |        | 第3期選考試験    | 平成23年3月2日(水)   |                                   |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成22年11月6日(土)  | 山形県立産業技術短期大学校庄内校<br>酒田市京田三丁目57番4号 |
|                  |        | 一般入学試験(前期) | 平成23年1月22日(土)  |                                   |
|                  |        | 一般入学試験(後期) | 平成23年3月5日(土)   |                                   |

## 3 試験科目

| 校 名           | 訓練課程 | 区 分                    | 試 験 科 目                              |
|---------------|------|------------------------|--------------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専門課程 | 推薦入学試験                 | 筆記試験(数学Ⅰ及び数学Ⅱ)及び面接                   |
|               |      | 一般入学試験(前期)及び一般入学試験(後期) | 筆記試験<br>(1) 数学Ⅰ及び数学Ⅱ<br>(2) 英語Ⅰ及び英語Ⅱ |

|                  |        |                          |                                                                                                                                              |
|------------------|--------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験、第2期選考試験及び第3期選考試験 | 書類審査及び面接                                                                                                                                     |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験                   | 制御機械科及び電子情報科<br>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接<br>国際経営科<br>筆記試験（小論文）及び面接                                                                                      |
|                  |        | 一般入学試験（前期）及び一般入学試験（後期）   | 制御機械科及び電子情報科<br>筆記試験<br>（1）数学Ⅰ及び数学Ⅱ<br>（2）小論文<br>面接<br>国際経営科<br>筆記試験<br>（1）小論文<br>以下3科目から1科目選択<br>（2）英語Ⅰ及び英語Ⅱ<br>（3）簿記及び会計<br>（4）政治・経済<br>面接 |

## 4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

| 校名               | 訓練課程   | 区分         | 受付期間                         |
|------------------|--------|------------|------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成22年10月18日（月）から同月29日（金）まで   |
|                  |        | 一般入学試験（前期） | 平成22年11月22日（月）から同年12月3日（金）まで |
|                  |        | 一般入学試験（後期） | 平成23年2月14日（月）から同月28日（月）まで    |
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験    | 平成22年7月5日（月）から同月16日（金）まで     |
|                  |        | 第2期選考試験    | 平成22年11月1日（月）から同月12日（金）まで    |
|                  |        | 第3期選考試験    | 平成23年2月7日（月）から同月18日（金）まで     |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成22年10月18日（月）から同月29日（金）まで   |
|                  |        | 一般入学試験（前期） | 平成23年1月6日（木）から同月14日（金）まで     |
|                  |        | 一般入学試験（後期） | 平成23年2月18日（金）から同月25日（金）まで    |

## 5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成23年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成23年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成23年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、商工観光部産業政策課産業人材育成担当（電話023(630)2388）、山形県立産業技術短期大学

校（電話023(643)8431）又は山形県立産業技術短期大学校庄内校（電話0234(31)2300）に問い合わせること。

平成22年 6月11日印刷  
平成22年 6月11日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056